

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 MERCY SUPPORT と称し、  
日本文では特定非営利活動法人 メルシー サポートと表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、人的・物的な国際交流の活発化を図り、外国人に対する種々の  
助力支援や情報の提供を行う。  
また日本人・外国人を問わず学校外教育の充実、保健・医療又は福祉の増進の  
ための助力支援を行う。  
以上をもって公益に寄与する事を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を  
行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は  
援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を  
行う。

- (1) 外国人のための種々の相談及び支援事業
- (2) 国際協力に関する調査・研究及びそれに関わる事業
- (3) 外国人登録支援機関に関する事業
- (4) 在留外国人の入国及び在留に係る支援事業
- (5) 在留外国人の生活上必要な日本語学習支援事業
- (6) 在留外国人のための日常生活・社会生活上の種々の相談・支援事業
- (7) 社会教育の推進を図る事業
- (8) 人材育成研修に係る調査・企画・運営事業
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡大推進事業
- (10) 無料職業紹介事業
- (11) あん摩・マッサージ、はり・きゅう保健事業  
これらの事業を「あさかぜ訪問マッサージセンター」と称して行う。
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、本法人に入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業活動を賛助する個人及び団体

#### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により事務局を通じ理事会に申し込むものとする。
- 3 入会申込書の様式は、理事会が別に定める。
- 4 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。  
但し、入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面又は電磁的記録をもって本人にその旨を通知する。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を、事務局を通じ納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、退会届を事務局を通じ理事会に提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会届の様式は、理事会が別に定める。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員、職員及び顧問

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下とする。
- (2) 監事 1人以上2人以下とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、各自この法人を代表する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に、意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者、又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前二項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事会が任免する。

(顧問)

- 第21条 この法人に、役員その他、顧問を置くことができる。
- 2 顧問の任免、定数、経費その他必要な事項は、理事会が別に定める。
  - 3 顧問は、理事、監事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

## 第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業報告及び収支決算
  - (2) 役員を選任又は解任及び職務
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 合併

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の3以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事が招集する。
- 2 理事は、第25条第2項第1号又は2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、理事がこれにあたる。

- 2 理事のいずれも事故あるとき又は欠けたときは、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定により予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数  
(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 役員の報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 事務局の組織及び運営その他この法人の運営に関する重要事項

### (開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めたとき。
- (2) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第35条 理事会は、理事が招集する。

- 2 理事は、第34条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第36条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選出する。

### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定により予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名  
(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事が管理する。管理の方法は、理事会が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経て、理事が作成する。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得ねばならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決する者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 藤井俊鷹 副理事長 FUJII MERCY ROSAROSO 副理事長 齊藤基  
副理事長 村谷真裕子 理事 中川美智子 理事 佐藤賀子 監事 和田弘司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 3,000円 年会費 2,000円
- (2) 賛助会員 入会金 10,000円 年会費 5,000円

以上

### 追加する附則

- 7 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。
- 8 この法人の定款変更後、現役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年12月31日までとする。
- 9 この法人の定款変更後の事業年度については、第50条の規定にかかわらず、平成19年1月から適用し、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、並びに平成18年4月1日から平成18年12月31日までを、各々1事業年度とする。

以上

追加する附則

- 10 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

追加する附則

- 11 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

追加する附則

- 12 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

追加する附則

- 13 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

追加する附則

- 14 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。  
この法人の定款変更後、現役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成27年12月31日までとする。

以上

- 15 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

- 16 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

- 17 この法人の基本財産並びに入会金及び会費の額は、令和8年1月1日より次のとおりとする。

〈A〉 基本財産 100万円

〈B〉 入会金及び会費

(1) 正会員 入会金 10,000円 年会費 5,000円

(2) 賛助会員 入会金 20,000円 年会費 10,000円

- 18 この定款変更は、行政庁の認証を受けた日から施行する。

以上

令和8年度の事業計画書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人MERCY SUPPORT

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1)外国人のための種々の相談及び支援事業	学校におけるいじめや暴力に対する児童相談機関への報・連・相等、捜査機関等への同行支援。	(A)8月～12月 (B)秋田県内 (C)3人	(D)秋田県内在住外国人 (E)15名	70
(2)国際協力に関する調査・研究及びそれに関わる事業	各国の在住外国人に対する社会福祉制度の比較統計を調査し相当機関へ提言を行う。	(A)8月～12月 (B)秋田県内 (C)3人	(D)秋田県内在住外国人 (E)8名	52
(3)外国人登録支援機関に関する事業	労働人材として我が国で就労するため労働ビザで入国する外国人に対する生活上や役所への手続き等のサポート。	(A)8月～12月 (B)秋田県内 (C)1人	(D)秋田県内在住外国人 (E)定住者1名	65
(4)在留外国人の入国及び在留に係る支援事業	就労ビザの有効性の有無等の事前調査、行政書士との連携等	(A)10月～12月 (B)秋田県内 (C)2人	(D)秋田県内在住外国人 (E)6名	42

(5) 在留外国人の生活上必要な日本語学習支援事業	来日外国人に対し早期に社会生活適応させるべく、日本語会話の基礎的学習をさせる。	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 1人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者3名	24
(6) 在留外国人のための日常生活・社会生活上の種々の相談・支援事業	日本の文化・習慣等になかなか馴染めない外国人に対する心身のサポート	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 2人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者3名	40
(7) 社会教育の推進を図る事業	外国人の青少年や大人に対するスポーツやリクリエーションの推進	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 2人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 15名	33
(8) 人材育成研修に係る調査・企画・運営事業	外国人技能実習生の中から各労働分野のスペシャリストを育てるべく研修指導のノウハウ調査や講師から助言をもらう。	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 3人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 3名	20
(9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡大推進事業	来日特定技能外国人に対し早期に日本語能力のレベルアップを図るため授業形式で指導し別分野にも就業できる下地を提供する。	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 1人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者2名	35
(10) 無料職業紹介事業	就労制限のない外国人に対し、無料で職業紹介を行う。	(A) 10月～12月 (B) 秋田県内 (C) 2人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者2名	30
(11) あん摩・マッサージ、はり・きゅう保健事業	病気療養中の高齢者に対する訪問マッサージを従来どおり継続する。できるだけ定額費用で提供する。	(A) 10月～12月 (B) 秋田県内 (C) 1人	(D) 秋田市 市内日本人 高齢者 (E) 15名	24
(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	前(1)から(11)までに掲げる事業を補完ないし助力するために不可欠な事柄を行う。	(A) 10月～12月 (B) 秋田県内 (C) 5人	(D) 日本人の 他、秋田県内 在住の外国人 (E) 7名	25

令和8年度 活動予算書  
 令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人 MERCY SUPPORT



科目	金額 (単位:円)	
I 経常収益		
1、会費 受取会費(正会員)	105000	
2、会員拠出金	1000000	
3、事業収益 訪問施術事業	240000	
学習指導(日本語・運転免許)	250000	
経常収益計	1595000	1595000
II 経常費用		
1、事業費		
(1)人件費		
給料手当	155000	
法定福利費	0	
福利厚生費	28000	
人件費計	183000	
(2)その他経費		
会議費	30000	
燃料代・消耗品費	232000	
保険料	15000	
経費計	277000	
事業費計	460000	
2、管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費・旅費交通費	8000	
事務所等賃貸料	50000	
通信運搬費	18000	
備品修繕費	5000	
広告活動費	32000	
管理費計	113000	
経常費用計		573000
当期正味財産増減額		1022000
前期繰越正味財産額 A		△396631
次期繰越正味財産額 B		625369

令和9年度の事業計画書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人 MERCY SUPPORT

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1)外国人のための種々の相談及び支援事業	学校におけるいじめや暴力に対する児童相談機関への報・連・相等、捜査機関等への同行支援。	(A)8月～12月 (B)秋田県内 (C)3人	(D)秋田県内在住外国人 (E)15名	88
(2)国際協力に関する調査・研究及びそれに関わる事業	各国の在住外国人に対する社会福祉制度の比較統計を調査し相当機関へ提言を行う。	(A)8月～12月 (B)秋田県内 (C)3人	(D)秋田県内在住外国人 (E)8名	63
(3)外国人登録支援機関に関する事業	労働人材として我が国で就労するため労働ビザで入国する外国人に対する生活上や役所への手続き等のサポート。	(A)3月～12月 (B)秋田県内 (C)1人	(D)秋田県内在住外国人 (E)定住者2名	78
(4)在留外国人の入国及び在留に係る支援事業	就労ビザの有効性の有無等の事前調査、行政書士との連携等	(A)10月～12月 (B)秋田県内 (C)2人	(D)秋田県内在住外国人 (E)8名	86

(5) 在留外国人の生活上必要な日本語学習支援事業	来日外国人に対し早期に社会生活適応させるべく、日本語会話の基礎的学習をさせる。	(A) 4月～12月 (B) 秋田県内 (C) 1人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者5名	24
(6) 在留外国人のための日常生活・社会生活上の種々の相談・支援事業	日本の文化・習慣等になかなか馴染めない外国人に対する心身のサポート	(A) 5月～12月 (B) 秋田県内 (C) 2人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者3名	40
(7) 社会教育の推進を図る事業	外国人の青少年や大人に対するスポーツやリクリエーションの推進	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 2人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 15名	33
(8) 人材育成研修に係る調査・企画・運営事業	外国人技能実習生の中から各労働分野のスペシャリストを育てるべく研修指導のノウハウ調査や講師から助言をもらう。	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 3人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 3名	21
(9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡大推進事業	来日特定技能外国人に対し早期に日本語能力のレベルアップを図るため授業形式で指導し別分野にも就業できる下地を提供する。	(A) 8月～12月 (B) 秋田県内 (C) 1人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者2名	36
(10) 無料職業紹介事業	就労制限のない外国人に対し、無料で職業紹介を行う。	(A) 10月～12月 (B) 秋田県内 (C) 2人	(D) 秋田県内 在住外国人 (E) 定住者2名	31
(11) あん摩・マッサージ、はり・きゅう保健事業	病気療養中の高齢者に対する訪問マッサージを従来どおり継続する。できるだけ定額費用で提供する。	(A) 10月～12月 (B) 秋田県内 (C) 1人	(D) 秋田市 内日本人 高齢者 (E) 15名	25
(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	前(1)から(11)までに掲げる事業を補完ないし助力するために不可欠な事柄を行う。	(A) 10月～12月 (B) 秋田県内 (C) 5人	(D) 日本人 他、秋田県 内在住の 外国人 (E) 5名	26

令和9年度 活動予算書  
令和9年1月1日から 令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人 MERCY SUPPORT



科 目	金	額 (単位:円)
I 経常収益		
1、会費		
受取会費(正会員)	105000	
2、会員拠出金		
	100000	
3、事業収益		
訪問施術事業	350000	
学習指導(日本語・運転免許)	420000	
経常収益計		975000
II 経常費用		
1、事業費		
(1)人件費		
給料手当	320000	
法定福利費	0	
福利厚生費	31000	
人件費計	351000	
(2)その他経費		
会議費	0	
燃料代・消耗品費	185000	
保険料	15000	
経費計	200000	
事業費計		551000
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費・旅費交通費	15000	
事務所等賃貸料	80000	
通信運搬費	30000	
備品修繕費	15000	
広告活動費	50000	
管理費計		190000
経常費用計		741000
当期正味財産増減額		234000
前期繰越正味財産額 A		625369
次期繰越正味財産額 B		859369